

(議長)

日程第6、議案第1号 江差町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第1号 江差町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定についてでございます。

定住自立圏形成協定の締結もしくは変更または廃止に、廃止する旨の通告を議会の議決に付すべき事件とする為、条例を制定するものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますので、ご審議の上議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

補足に「政策推進課長」

「政策推進課長」(補足説明)

それでは議案集は2ページ、議案第1号、江差町定住自立圏の形成協定の議決に関する条例の制定についてご説明いたします。9月定例会における行政報告、それから10月2日の議会の全員協議会で既に詳細を説明済みでございますので簡潔にご説明申し上げますが。この度の定住自立圏形成において明年3月議会に函館市と江差町の協定締結の議決を予定しております。定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止をする時は議会の議決を要する案件とする為、新たに今回の条例を提案するものであります。

なお、今回の提案する条例は函館市を含む道南圏域18の市町全てが12月議会において同様の条例を制定する事となっております。加えまして今後のスケジュール及び協定を結ぶ連携項目は、前回の全員協議会、それから今回の配布資料にもつけておりますので割愛させていただきます。ドクターヘリ運行を含む6項目の連携項目の協定を函館市と3月において締結する予定です。なお、協定を締結しても、各事業への参加の可否については各市町村が判断をして、その参加した場合のみ負担金が、負担が発生するところという仕組みでありますのでご理解をお願いします。以上よろしく願いいたします。

(議長)

はい、以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希

望ありませんか。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

聞きます。来年の3月議会、そして9月議会にある意味では後1年もかから
ないで具体的な方向に行くという段階に来ました。それで2つほど聞きます。
1つは、今も説明ありました、この間色々な資料も出て、特に我々は周辺町で
あり、中心が函館ですのでそういう一定の制約は制度上、止むを得ないとし
てもですね。止むを得ないとしても、ギリギリ函館市が中心市として作るもの
に我々がどれだけ最大限反映出来て、最終的に参加する参加しない、先ほどの課
長の答弁ありましたけれども。でも、やはりその条例、国から示されたもので
もありますが、いわゆるグランドデザイン。全体的なグランドデザインは中心
市、マネジメントも中心市の役割があつて、それに対してどういう風に我々周
辺の町村が関わってくるかという事になろうと思うのです。具体的に言ってし
まうと、その事業にどのぐらい江差町として、はっきり言えばメリットがある
部分。それからお金の関係も出てきます。それで、今回私は函館の中心市宣言
のを少し読ませて貰いました。更にはこれから具体的に6つ、1、2、3、4、
5、6、6つに大体絞り込まれて来ておりますけれども。最終的に参加する参
加しないはあるにしても、今のグランドデザインにしてもマネジメントにし
ても、中心市函館市が作る中でもどれだけ、意見反映出来るかという事も
すごく大事だと思うのですけれども。そういう江差町が関わるプロセスで、
町村会でやるのかよくわかりませんけれども。どういう風にギリギリ今度3
月議会ですね。3月議会に向けてギリギリどこまでそういう部分具体的な6
つの事業が私たち、目鼻が立つまでどういう風に関わって来ているのか。も
しくは議会にも当然そういう一定の情報。先ほどの給食じゃないけれども、
あまりにも江差町情報少ない。びっくりしましたね。他のところは結構この
定住自立圏の事については、色々な資料も出てて函館市はこういう事を
中心市宣言としてこんな事やっている。じゃあ我々周辺地としてどうなの
だという事があります。改めてそこら辺担当としてどういう風にこれか
ら3月議会まで行こうとしているのか。具体的に6つの事がより江差町
として意見反映出来る場があるのか。

それからもう1つついでに。ドクターヘリの問題よくわからないのですが、
ドクターヘリが結果的に走るの、事業が進むのは、前にも報告ありまし
たけれども今の設立準備委員会から、運行調整委員会ですか。まあ仮称
となっておりますけれども。それはそれで今走っていますよね。でも、
この定住自立圏の大きな枠組みの中でもこのドクターヘリが入ってく
ると。つまりお金の関係かと思うのですけれども、この定住自立圏と、
それから既に動いてきている部

分とどういう風にこのドクターヘリの場合関係してくるのか。江差町としても費用負担もどこら辺の枠組みでどうなるのかも併せて教えて頂ければと思います、2つです。

(議長)

「政策推進課長」

「政策推進課長」

噛み砕いてご答弁申し上げます。議員全員協議会。それから9月の行政報告で可能な限り資料は実は添付させて頂きましたので、今議会では簡潔な資料の添付になっております。それで、3月の協定の部分についてこれはまさしくこの6項目での協定の締結書になります。それで私が後段先ほど話したとおり、具体的なこの共生ビジョンの策定というのは4月から始まっていく訳です。それで、ドクターヘリを始め、新幹線の広域観光だとかこういった6項目の中で、どういう事業展開をやっていくのかという積み上げの部分は4月から始まっていくとこれがまず1つです。

それからいわば参加するしないというこういった場合も当然ございますので、これはそれぞれの町と函館、江差と函館の間でやる関係でございますので、まあ何をどう関わっていくのか。どう事業負担してくのかというものは、あらかじめ共生ビジョンの策定の段階で、どのタイミングで議会の方にお知らせするかというのは当然考えていかなければならないだろうという風に思います。これはお金の面はまさしく中心市は4千万、特交で26年度から何とか早く適応させたいと。それから周辺の町は上限を1千万にとこういう事でございます。

それから以前の議員全員協議会でもお話ししたとおり、例えばドクヘリの部分も併せて今言いますと、少し間違っていたら高橋課長訂正お願いします。江差町の負担金が例えば190万だとか何かこういう金額がもう定まってきているのですよ。それでこれもいわば道南圏域18市町でやる事業になるので、定住自立圏にかませてやろうとこういうところがまず皮切りでございました。ですから、江差的に言うと江差町の負担分も定住自立圏のこの1千万を上限にする中の一部に取り込んでいくとこういうかたちになろうかと思えます。あとその他の事業。もう1点、新幹線の開業の方についてはこれはそれぞれ各町の事業参加の負担というのは広域観光ですからバラバラになるだろうと思うのですが、後の柱になる、まあ3本なり4本は期成会の例えば負担金であるとか、既存の事業のまず積み上げをしてどの程度になるのか。こういった事をまず精査をしてから共生ビジョンに入ってくだろうとこのように思っています。以上です。

「小野寺議員」

はい議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

わかりました。それでももう少し期日必要な部分もありますけれども。これから4月以降の9月までの共生ビジョンを策定すると言ったとしても、もう目先すぐですので。少しそこら辺の展望も含めてお聞きしたいのですが。この6つ、今少しずつ絞り込まれている6つ、資料にあります6つ。そうしますとこの6つに全部参加するという訳では今のところ事務方としてはいいのか。この6つ全部江差町として考えているという事になるのか。お金の面でならないのかなのか少し含めてなのですが。それで、この6つの中に一番最後に先ほど大門議員もありましたけれども、それから横山議員との関連も出てくるでしょうか。職員研修の合同実施。私これ是非入れて貰いたい。副町長の答弁はありましたが、確かに1人1人の職員の責任もそりゃあるかもしれません。でもやはり組織として最低限のものをやらなければならないし、色々な職務。共通的な部分もあれば、個別の政策、そこの配置の部分であるでしょう。色々な条件の中でこういう職員研修という場を設定していく。全部が全部江差町で出来ないとすればこういう部分も取り込んでやっていくという意味では私大いにこの1番最後の職員研修の合同実施というのもまる、参加する部分に入れたらいいのではないかと思いますがこの点について少し何かコメントあれば教えて頂きたいと思います。

(議長)

はい「政策推進課長」

「政策推進課長」

私の立場で今お答え出来るのは、資料の16。小野寺議員も見てのとおりですが。左側のこの上のタイトル生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化とこの3つ、3つの実は柱がある訳ですが。この3つをまず取り込まなければこの定住自立圏の形成が出来ない。知っての事だと思います。その中で後段おっしゃったこの職員研修の合同実施という部分がはめ込んだ。これがいわば18の市町村でいわばこの柱組みをして項目で協定を結ぶ。ただし先ほど来、この中身の研修に敢えて言いますとどういった

参加を函館市と含めて、18の内9町で何かをやるかとか、研修やるかとか。こういったものは4月以降の協議になっていくとこういう事でございます。

「小野寺議員」

はいわかりました。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第1号 江差町定住自立圏形成協定の決議に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7 議案第2号、平成25年度江差町一般会計補正予算(第11号)についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第2号、平成25年度江差町一般会計補正予算（第11号）についてでございます。今回の補正の内容につきましては、職員人件費、生活交通路線等の維持費、補助など17事業に関わる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,514万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,363万1千円とするものでございます。併せまして債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いするものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますので、ご審議の上議決方よろしくお願いを申し上げます。

（議長）

「総務財政課長」

「総務財政課長」（補足説明）

はい。それでは私の方から説明いたします。議案の5ページからの予算構成表でご説明申し上げます。それから今回資料3回に渡って配布しておりますけれども、一番最初に配布いたしました厚い資料で説明申し上げますので、ご覧頂きたいと思っております。1つ目でございます。職員の人件費でございます。内容です、人事異動等による人件費の過不足、これを補正するものでございます。町長部局につきましては、減額するものでございます。それから教育委員会事務局、これは増額をするものでございます。これを差し引いて、補正額は999万円の減額でございます。財源内訳は全額一般財源でございます。

それから2つ目です。生活交通路線等維持費補助でございます。内容はバス路線の沿革自治体が運行事業者に対して、これまでと同様に補助していくものでございます。国、あるいは道の一部補助路線。それから町の単独路線も含め17路線に対する補助でございます。国の補助路線となっている地域間幹線系統というのがございます。これは4系統ございますけれどもこの補助単価が、実績を下回ったという事で対前年比で240万9千円減額となっております。補正額は1,422万7千円。財源内訳は全額一般財源でございます。

次に燃料高騰緊急対策でございます。これは資料1を配布してございます。内容です。灯油の高騰による経済的負担の軽減を図る為の事業でございます。事業概要は別紙の、資料のとおりでございます。対象となる世帯は高齢者世帯他、3つに区分してございます。助成方法につきましては72リットルの灯油券を発行し、これを交付するものでございます。補正額は731万5千円です。財源内訳は道の支出金、これは地域づくり総合交付金を予定しています、50万円。それから一般財源が685万円でございます。

次に水堀コミュニティセンター暖房機取替えでございます。和室に設置して

おります石油ストーブが劣化により故障の為、買い替え設置するものでございます。補正額は25万5千円でございます。財源内訳は全額一般財源でございます。

次に後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。内容は後期高齢者医療特別会計の基盤安定負担金。これが106万9千円の予算不足が生じた訳でございます。また、事務費負担金というのがございます。これが78万7千円の、予算残。余るという予定でございます。過不足を補正するものでございます。補正額は28万2千円です。財源内訳は同支出金が80万2千円。一般財源が52万円の減額でございます。

次に社会福祉法人が行う利用者負担軽減事業補助でございます。これは資料2にございます。内容です。特別養護老人ホーム入所者の負担軽減を目的に、事業主である施設が軽減措置を実施した場合、国、道、町も負担をしていくという制度でございます。資料2を少しご覧頂きたいのですが、右側のB、ABCのBです。軽減総額が851万3千円でございます。この内Hの法人、いわゆる施設側で312万2千円。残りの539万1千円を公費分の負担となる訳でございます。これで町の負担は134万9千円となります。補正額は539万2千円。財源内訳は道の支出金が404万2千円。一般財源が135万円という風になります。

次に障害者福祉サービス等給付でございます。内容です。サービス変更に伴う給付の増がありました。1つはグループホームの開設で利用者が増になった事でございます。まあ人数的に言いますと12名増えたという風になっております。

それから2つ目、介護保険事業通所介護、ここから生活介護の変更がありました、15名おります。

それから3つ目。短期入所利用者の増があったと、これは4名増見込んでございます。

それから4つ目。就労支援利用が開始された方がいると、これは6名。これらが増額の要因でございます。補正額は4,365万4千円です。財源内訳は国庫支出金が2,182万7千円。道支出金が1,091万3千円。一般財源が1,091万4千円でございます。

次に児童手当支給でございます。内容です、支給対象人員が当初予算算定よりも多くなる事が見込まれますことから増額をお願いするものでございます。補正額465万円です。財源内訳は国庫支出金が383万2千円。道の支出、道支出金が40万9千円です。一般財源が40万9千円となります。

次に子ども子育て支援ニーズ調査でございます。これは資料3をご覧頂きたいと思っております。平成27年度から施行される子ども子育て支援新制度に向けて

の調査でございます。調査の分析、目標量を基に支援事業計画を策定して参ります。補正額は97万4千円。財源内訳は全額道支出金でございます。

次に朝日児童館の床の改修でございます。朝日児童館の大広間と玄関ホールの床が老朽化により破損。使用に支障を、使用するのに支障をきたしてございます。これを改修するものでございます。補正額は74万9千円。財源内訳は全額一般財源でございます。

次に農地集積協力金交付事業でございます。これは資料4も併せてご覧頂きたいと思っております。資料にありますようにプランを定めている事が条件であります。江差町は昨年の6月に策定済みでございます。そのプランを実現する為に農地集積に協力するものに対して協力金を交付するものでございます。内容、それから対象要件は記載の通りでございますので割愛いたします。補正額は397万円です。財源内訳は全額道の支出金でございます。

次事業名が新幹線開業を見据えた観光対策でございます。これは資料5も併せてご覧頂きたいと思っております。資料にありますように観光客の立ち寄り場所をエリアとしてFM波、これを活用して観光情報の発信をするものでございます。事業費は168万1千円。北海道市町村振興協会の助成金を活用するものでございます。なお、当初事業計画しておりました。情報発信事業ございました。これの発信事業として広告掲載の企画、予算付けしておりましたけれども。今回掲載枠が取れなかったという事で、事業実施は見送るという事になります。従ってこれを減額補正する事になりましてこれを差引して補正額は10万6千円と、財源内訳はその他特定財源で先ほど言いましたように助成金、63万円。一般財源が52万4千円のこれは減額になります。一般財源は減額となります。

それから次に追分会館の設備改修でございます。会館の男子トイレ水洗洗浄設備これが作動してございませぬ。それから正面玄関自動ドアのセンサー、これが機能しておらないと、この2点を改修するというものでございます。経年劣化という不良でございますので改修するという事になります。補正額は98万1千円。財源内訳は全額一般財源でございます。

それから次に、姥神土蔵改修でございます。これは資料6をご覧頂きたいと思っております。内容です、昨年寄贈を受けた姥神町にある土蔵群、これは4つございますけれども、委員会を設置しながら活用策を図ってきたところでございます。その1棟、1つの土蔵について今回インフラ整備を施し改修工事を行うものでございます。補正額は546万5千円。財源内訳は道の支出金、これは地域づくり総合交付金でございます、260万円。一般財源が286万5千円でございます。

それから次に南が丘小学校の耐震診断でございます。これは資料8をご覧頂きたいと思っております。内容は旧校舎の耐震、2次診断の実施を行うものでござい

ます。対象になるのは資料8の黄色い部分、グラウンド側の1階2階に区分していますけれども。黄色い部分でございます。平成20年2月に、1次診断をこれは実施しておりますけれども、2次診断を実施しなければ耐震化の指標にならないという国の指導がございました。これによって2次診断を実施するものでございます。補正額は320万円でございます。財源内訳は全額一般財源でございます。

次に江差町ほか2町学校給食組合の負担金でございます。内容は給食センターの調理委託業務に係る追加負担金の補正でございます。補正額は334万7千円。財源内訳は全額一般財源でございます。

それから、次に普通河川小黒部川災害復旧でございます。これは資料9のこの図面等配布してございます。本年8月18日の豪雨により決壊した小黒部川の積みブロック、護岸これを復旧工事に係る補正でございます。補正額は1,057万円。財源内訳は国庫支出金845万6千円。地方債が210万円。一般財源は1万4千円でございます。

以上補正額の合計が9,514万7千円となります。財源内訳は国庫支出金が3,411万5千円。それから道支出金が2,421万円。地方債が210万円。その他財源が63万円。一般財源が3,409万2千円となるものでございます。なお一般財源でございます、内訳繰越金を85万9千円。それから残額の3,323万3千円となりますけれどもこれは普通交付税を充当するものでございます。

次に議案の8ページでございます。第2表の債務負担行為でございます。債務負担行為の補正につきましては翌年度4月1日からの契約の適正執行を図る必要があることから、100万円以上のもの、これを前倒しして発注するものでございます。予算の継続性を維持する事としたもので、役場庁舎の警備委託含め7件の業務委託を予定しておるものでございます。

それから議案の9ページでございます。第3表の地方債補正でございます。起債の目的、河川災害復旧でございます。限度額は210万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

最後関連しまして23ページでございます。飛びまして23ページ地方債の現在高見込みに関する調書でございます。25年度末の現在高見込額は210万円を追加します。65億46万7千円となるものでございます、以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

項目が多いのでなるべく絞って4点お聞きします。先に項目、総務費、職員人件費、民生費、燃料高騰対策緊急事業。民生費、子ども子育て、農林水産、農地集積の4点お聞きします。

それでまず1点目、職員人件費。議長恐縮ですが、職員人件費で職員に関わる問題なのでここで少しお聞きします。今回資料で3回目の資料、その3の資料の中で各課が事務局会計を担当している団体等一覧を出して頂きました。すごく膨大というべきか詳細というべきか、大変忙しい中ありがとうございました。

それで職員人件費の関係をここでお聞きします。今回の一般質問、それから後で出てくる職員の不祥事とも密接に関わってくるのですが、お金の関係で職員の方がいわゆる自分の、自分のと言いますか、自らの職務として関わっている仕事ではない地域協力という観点でしょうか、その観点で色々な団体の仕事をやっている部分が何と1ページ2ページ3ページに渡ってありました。それでなおかつ主たる業務で、かなりの部分がお金を扱っています。それで直接の業務、これはまた別途違った観点の論議なのですが、文化会館の文化協会はまさしくこれなのですけれども。改めてここでお聞きします。これだけ膨大な部分について、特にお金のチェックという部分については、まあ団体業務という意味では一定程度必要性を江差町として認めてやっていると思いますが、こちら辺のチェック体制と言いますか。直接町の業務ではないにせよ、色々な経過でこういう団体を扱っているお金のチェックについて今どのような先ほどの論議ありました。文化会館等々含めて改めてここでお聞きしたいというのが1点。

2点目。燃料高騰緊急対策。2つお聞きします。1つ、時期、募集来月の1月15日と資料としてなっております。本当に今皆さん大変です。これは本当に江差町として英断だなと思いますが。受付時期1日でも2日でも3日でも早く出来ないのか。年内はいくら何でも無理なのかな。どうしても来月1月15日というもっと早く出来ないのかというのが1つ。

それでもう1つ。先ほど町の英断という話をしましたが、実はたまたまこれ地域づくりの、何でしたっけ。振興局の補助ですけれども。あまりにも少ない、持ち出しがもうすごい。これはやはり道にも前も言ったと思うのですけれども、もっともっとある意味ではこれ全道的な課題でありますので更に引き続き道の

支出金の増を要求していくべきだと思いますが、この点何か情報があれば教えて頂きたいと思います。

3点目、これも民生費。子ども子育て支援ニーズ調査ですが。資料出ております。それでこれは、私少し総務課長の説明不足だと思うのですが。単なるニーズ調査というか、要するにこれ本格実施、来年再来年に向けて、来年事業計画を作らなければならないのですね。それから、まあ任意ですけれどもその為に例えばこのニーズ調査を分析するのは上でも子ども子育て会議も色々な通達よりは望ましいと。ニーズ分析も含めてそれから、市町村計画の策定も含めてそういう各界各層の人達が集まった会議でそれを十分に練ってもらうというのは望ましい。残念なのですが。それで、この点私は確かに大都会の要素が大きいのですけれども、しかし我々田舎は田舎でもやはりこれは凄く大事な部分がある。学童保育所のあり方も変わってきます。など考えた場合にはやはりそういう一定の枠組みを作って、せっかく作る計画ですから今まで計画三世代交流だって本当に悪いのですけれども、あまりにも短時間で形ばかりというものもない訳ではなかったと私は思っているのです。なので中身のあるものに持つてく為にも今から頑張って貰いたいと思いますがその点についてお聞きしたい。

最後、農地集積協力金。これまずこの金額で少しわからないですが、資料も出ておりますけれども。対象者何人いるのか、教えて頂きたい。それから、せっかく国がというかこれ国、北海道か。国から来るお金も入っていますよね。せっかく国から北海道来て来るのですね確か。それでせっかく来るお金ですが、残念ながら今一生懸命これやっても転作奨励金が来年で半分、再来年でなくなる。それから仮にT P P どうかかわりませんけれども、そもそもこの農地集積とかという事を置いて、江差町の農家の実態が今どうなっているのか。これ国の政治とは言いながらも、やはり必要に応じて今日も最後の方に町長頑張と町村会等々で色々な要望項目挙げております。そういう中にもありましたけれど。これは今回たまたまこの補助金でやりますけれども、とんでもない事が来年から始まるかもしれない。それでまず質問として転作奨励金があればかなり自分自身の所得になっている農家が多いと思うのですよ。あれの影響は私きちんと江差町としても調べなければならないと思うのですが、もう調べている町ありますけれど。今江差町で転作奨励金が農家にとってはどれぐらいのウェイトになっているのか。どういう風に深刻さが出てくるのか、もしわかる範囲で少し教えて貰いたいのですよ。もうこの農地集積協力金の問題ではない。農家が、もうなくなります今の感じだったら。その点どのように分析して、そしてやはり町長頑張ってこの問題T P P と転作奨励金、今やろうとしている事については断固反対と。改めてやっているのありましたけれども。改めて今出てきた部分ですのでして頂きたいと思いますが、町長の考えを併せて聞きたい。

以上です。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」

はい。今回資料として配布させて頂きました団体事務。実はこの四十数件、数団体の、団体一覧表というのがあります。大事な事は、これではない。もちろんそうなのです。これでどういう風にしてお金の流れとか、印鑑とか通帳誰がどういう風にして管理。ここがやはり大事なところだという風に思っています。実は、少し私も時間がなくて、急いだところもあるのですけれども。これを確認、各課長に出して貰ってとりあえず資料として今出しているものはあるのですけれども、この他に先ほどの通帳関係の確認をしてございます。ただ、江差町の経理に関する団体の規定というのがやはり前からありますけれども。あまり皆さんには周知されていなかったというところもあるのですけれども。今回これと併せましてこの経理に関するもう少しこう突っ込んだ経理事務ですね、これの突っ込んだルール作りをしようという事で、各課長にお願いして、今後早めにこれをやろうという事で確認しております。ご理解頂きたいと思えます。

(議長)

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」

まず2点ございましたが、燃料高騰対策事業でございますけれども。実施時期でございますけれども、一応お配りした資料では、1月15日からという風になってございますけれども。小野寺議員おっしゃるとおり、私共も1日でも早くという風な事で今協議をして、係を含めて協議しておりまして、その辺りは十分1日でも早く開始出来るようなかたちで、事務が整い次第やって参りたいと検討しております。

それから道の要望でございますけれども。現在我々が道からの仕入れた情報では今予算的にもう、予算額がもう少ないという風な事で、補正するかどうかという風な判断をしているという風な状況でございますけれども。これにつきましては、去年もそうだったと思うのですけれども。毎年道の方にも私共の方から要望しておりますけれども、金額が事業費で100万円。2分の1以内という風な基準でございますけれども。その辺りは今後も、補助金の増額も含め

て、要望はして参りたいと思います。

それから、子ども子育て支援ニーズの関係でございますけれども。まず計画でございますけれどもこれにつきましては、平成27年度から施行され、少子高齢化問題を解消する手段の1つとして子ども子育て支援法というものが制定されました。平成26年度に、市町村の計画策定が義務付けられておりまして、この今回のニーズ調査は、これのニーズを基にして、計画を策定するものでございます。それで、子ども子育て会議の関係でございますけれども、現在国では、子ども会議を設置して、色々制度設計等検討しておりますけれども、本年度中に、国の方からは子ども子育て支援に関するガイドラインという風なものが出されるはずでございます。それでこれに従って、これをベースにして計画策定される訳ですけれども。小野寺議員おっしゃったとおり、子ども子育て会議については地方自治体の場合、任意の項目になってございまして。ただ、次世代育成計画、現在この策定の時もそうだったのですが、地域協議会なるものを設置しまして、例えばメンバーですと、メンバーでありますと子育て団体、父母、保育関係者それから幼稚園関係者、教育、保健師等がメンバーに加わって計画を策定しておりますので。この辺りを参考にしながら、計画作りを進めればと考えております。

(議長)

はい「農林水産課長」

「農林水産課長」

それでは私の方から、農地集積協力金の交付事業の関係で、まず対象者でございますけれども、協力金については2つの種類がある事は資料添付してありますのでおわかりかと思えます。それでうちの方で今予定しているのは、どちらも5戸ずつです。そういう事ですね。これは国から国の枠が決まって道の枠が決まって、町の方に内示が来るというかたちになる訳ですけれども。内示が来たのが8月の29日です実は。それで同日付で申請をして交付の決定がされたのが9月の26日という事で12月に補正をさせて頂いたという中身でございます。それと江差町の農業の実態という事なのですけれども、転作奨励金については一反辺り1万5千円、今出ていますけれども。次年度以降半分の7,500円というのはやはりこれ新聞報道とかでご承知の事と思えます。この転作奨励金についても、5年後には廃止をするという国の方針になっていました。それで今の実態を申し上げますと、その転作奨励の事業に参加をしている農家の戸数が江差町で約130ぐらいございます。これは直接国の方から個人の農家に、奨励金が入る訳ですけれども、金額にして約2億2,000,3,00

0万くらい入っているのが実態でございます。国の方針としては将来的には小さな農家と言いますか、そういう農家は廃止をするという言葉変かもわかんないですけども、縮小して農家自体もっと大きな大農家というのが国の方の考え方かという風に思っています。その時期になって農家をやれるという方がどれだけいるかという問題にもなってきますけれども。江差町の認定農業者という制度がありますけれども、そこには今のところ45の農業者と1法人が認定をされてございます。恐らくそれらの方に集約をされていくのではないかという風に思っております、以上です。

(議長)

いいですね、小野寺議員。

「小野寺議員」

いや良くない。

(議長)

答弁漏れですか。

「小野寺議員」

町長に、町長に頑張って貰いたいという。

(議長)

「町長」

「町長」

()のTPPも含めて、農業政策も含めて日本がどう生きるのかという事の姿が見えないと思っているのです私は。全国町村会の段階でもこのTPPに関しては大反対という事のシュプレヒコールを上げておりますし、そういう立場の中では、今回年内に妥結しない方向で流れましたので、どういう状況なるかこれはやはり見据えていかなければならないという風に思っております。

「小野寺議員」

「議長」

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

転作奨励金の方も併せて当然北海道としては、大きな問題。全国ですけれども。その点併せて町村会も当然出てくるとは思いますが、よろしくお願いたいたいなど。

それでまず2点ぐらいだろうと思いますが。職員の関係で先ほど課長おっしゃったとおり、これからの問題という事は私も十分わかります。それで、ただここで少しお聞きしたいのは、これあくまでも色々な経過で課として担当している、例えばですけれども。2番目辺りの総務係で自衛隊の父兄会と、これも一般的に総務課総務係で今までの流れでやってきているという部分がこの表だと思うのですが。これ以外に、直接その色々な仕事との関連で事実上その団体をやっている、預かっているという部分と。例えばで言います、町内会の事務を、経理をいわゆる地域協力員と言うのでしょうか。そういう関係でやっているとか、いわば課という意味ではなくて、一係員という部分でやっている部分がこれ以外にきっとあると思うのですよ。私も知っているのでも結構ありますからね。これは非常に難しい。だから今総務課長がやられようとしている対策とはまた違ったレベルの問題かもしれません。だけど係、一係の人が事実上地域協力という事も含めて、日中の仕事の中でそういうお金をこの団体業務と同じ様な感じでやっておりますよね。そういう意味で、何らかのかたちのフレームと言いますか、枠組みと言いますか、事実上チェックもきく、お金の扱いについてはあのチェックがきくというか、あの注意していくという部分も含めてやっていかなかったら、また同じ様な事が起きるかもしれない、という事について少し課長のお考えをお聞きしたい。後は、はいわかりました、以上。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」

団体の事務局そのものを持っているですね、まあそれは公務として持っているとか。それから事務分掌で持って、持たなければならぬとかそういう色々な事情はあると思いますけれども。今おっしゃった、例えば地域協力員とか町内会とか、あるいは自分が入会しているボランティア団体とかで。そういう事はきっと沢山あるかなという風に思っています。

それでどこで線引きするかというのは、非常にやはり難しいかという風に思っています。今回、先ほどルール作りという言葉言いましたけれども、実際に

は今規定がありまして、それは経理事務をどのようにするかという少し細かい話のところ。前段で、こういう団体をなぜこの所管する課が持っているのかということ、あまりこう議論されていないとか、それは入っていないところに。今回、それとそして経理の方併せて、ルール作りをしていきたいという風に考えてございます。

(議長)

はい。

「小野寺議員」

はいわかりました。

(議長)

はい。質疑希望ありませんので質疑を、質問ですか。

「室井議員」

はい質問です。

(議長)

はい「室井議員」

「室井議員」

はい。今年最後の、町長定例会に、町長の行政報告。また議員の、一般質問の中で、一部の、一部の職員が行った行動の為、江差町の100人以上いる職員全体が、皆さん非常に不名誉な、汚名を受けているのです。その思い、一部の職員です。でも、私は給食センターの問題で言えば今予算構成表全部、今質疑していきますけれど。といった問題においては、今第三者委員会があります。僕は全員協議会で一番最初に、手を挙げて言いましたよ。第三者委員会の結論がどうあろう、住民感情とかけ離れた事があった場合、私個人として厳しく追及しますと。これは申し上げます。だから第三者委員会には速やかに情報を早く提供して、この事件、事故を速やかに解明して貰いたい、こう思うから敢えてこの問題は触れませんでした。でも頑張って貰いたいのです。一部の、職員の起こした行動で、江差町が、今恥さらしになっているのですよ。私はトラックに、この恥を積んでよその町に撒いたりしませんよ、私は。

それで具体的に、少し入りたいと思います。今日午前、隣町上ノ国町議会と、一般質問で工藤町長立起表明されました。私は嬉しい事だと思います。頑張っ

て貰いたいなど、町長知らないでしょうこの情報。私には入っています、午前の一般質問。この事はでも触れません、それで具体的に今やっています。

総務費、企画費、民生、農林、商工、土木。これに関して簡潔に、再質問しませんのでいいですか。ちゃんと担当課長。町長、助役の答弁いらぬ。担当課長の、思っている事を伝えて下さい。まず1つ。

ひのき荘の問題。これは、色々な件があっても何も柳崎町内会のどうこうとは話は何もない。まず、江差の新都市病院を守らなかつたら、丸ごとどこかに行きますよ。まずあそこの病院を、いかにこの地域の人方の命を助けているかという事をしっかり、肝に入れて対応して貰いたい。これが1点。

それから、町が事務局受けている、いいですね。6点いきますから。団体47あります。これ、外してやれますか。町の職員がもう手をかけません、あつたら言して下さい、あつたら。そういう団体が1つでもあつたら私に報告して下さい。これはね、人口が減って、高齢者になって町内会だか何の団体だろうがやれるところが実際少ない。パソコンもやれない、そういう団体の人方に、お金の問題があるからといって、町が全部手を引きますっていったら、やれる自信あるのならあると言って下さい。これが2点目。

それから3点目。JR江差線、来年の5月11日廃止、なくなって12日からバス運行されます。記念碑的なものだけ建てるという事はしないで下さい。あそこには、もっと活力のある事をやって貰いたい。町政懇談会において、私は町長にも要請しています。この事を認識して貰いたいと思います。それと、今日の議会の中でありました、一部事務組合の江差町職員の派遣見直しされるべきだと。それはそれでそういう考え方もいるでしょう。でも私は反対です、江差町からいっている事務組合の職員を、優秀なのだという事を町長、でも助役でもいいから自信持って、送り込んでください。自信持って。この事件に、事故にいいですか、こだわって萎縮したらダメなのです。あそこに送っている職員は、うちの江差町役場の優秀な職員なのだ自信持って、堂々と送ってやって下さい。その事、これ5点ですか、6点目いきますよ。

何やるにも人口の確保が、ベストなのです。人口がいなかつたらこれから出来なくなる。色々な要望あつても出来なくなる。若者の定住対策も含めて、やはり企業、事業所。小さくてもいいから誘致して持ってくる。その努力はやって下さい。少しぐらいの、失敗はいいですか、絶対恐れるな。やらなければ何も生まれぬという事だけ覚えてくれ。やったその責任は、こういう質問している私が出来る範囲で負う、以上。課長方答弁して下さい。町長、助役はい。

(議長)

担当課長、思い当たる人達1人ずつ。

「総務財政課長」手短に。端的に答弁をして下さい。

「総務財政課長」

各47団体の事で。多分これはその所管課で外せない事業でしょうという風に私はとらえました。これ先ほど言いましたように皆さん、各課長と、昨日も話しました。これのきちんとやはりルール作りをしていかないと、何でもかんでもという事になります。これは課長が、課長さん方と、きちんとルール作りしていきたいという風に思っています。

それから派遣職員でした、一部事務組合の派遣職員の関係でございます。これは色々と歴史的な背景もあるという事を先ほど答弁させて頂きましたけれども。私、総務の人事管理というか。その立場で言いますと、やはり派遣職員だけではなくて、この庁舎内でもそれから色々な部署でも、やはりあまり長く、派遣するとか何とかという事はやはりそういう人事のルール作りも必要かという風にずっとこう考えてきましたので、そういう事も踏まえながら、配置計画させて頂きたいという風に思っています。

(議長)

はい次「政策推進課長」

「政策推進課長」

室井副議長の方から職員のこの不祥事の部分から始まって、今総務財政課長の方は団体の事務の関係。それから一部事務組合の関係を言いましたので、トータルとしてまず冒頭この早期健全化団体を脱却したこの矢先でこれから頑張ろうという時に、まあこういった大きなまあ不祥事が発生して、我々職員含めてショックあるのは事実でございます。

ただ、公務員であるという事を常々町長も副町長も言うように改めてこの公務員の自覚に、正しく欠落したのだらうとこういう風に思っています。そういう意味で、重たい仕事を、重い仕事を任せられているというそれぞれの立場で肝に銘じて頑張りたいなど。

それとまあ私個人的に思うのは、役場で働いているという事ではなくて、働かせて貰っているという意識にやはり変えないとならないだろうと思えます。汗をかいた職員の姿を、町づくりのそれぞれのポジションで町民に見せる事が信頼回復になるだろうとこのように思っています。

それから養護老人ホームの問題。それからJR廃線後のこの駅の跡地の問題。それから人口の減少の歯止めの問題。政策の立場で私1人では当然ございませ

んけれども、全職員でこの不祥事問題を克服する為にも、26年度向かって汗をかいて頑張りたいとこのように思っています、よろしくお願いします。

(議長)

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」

ひのき荘の関係でございますけれども、室井副議長はひのき荘しっかりやれよという風な事だったと思うのですけれども。町長の答弁にもございましたけれども、これは議員協議会でもお話しした事でございますけれども。現在ひのき荘の状況、老朽化それから危険地区にあるとか。それから専門職員の関係等々やれば、本当に大至急やらなければならない事業だと思います。ましてや、民設民営という風な提案が今ございました。これは、本当にチャンス逃したらいつか出来るのか分からないという風な部分もございますので、その辺りは肝に銘じて、ひのき荘につきましては、私共だけではなくて健康推進課ですとか、あるいは総務ですとかひのき荘、それぞれ担当がございます。この辺りとスクラムを組んでしっかりやって参りたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」

建設水道課の職員、不祥事起こしまして監督の立場として誠に申し訳なく思っております。今後、課の職員に対しましてもきっちり指導監督しながら、共に頑張っていきたい。そしてJR江差線の廃止後の問題につきましても都市計画の観点、土木の観点からも一生懸命頑張って知恵を出していきたい。そう思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

(議長)

他に質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。

(議長)

おはかりします。本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決します。

(議長)

議案第2号 平成25年度江差町一般会計補正予算(第11号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8 議案第3号、平成25年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第3号、平成25年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては収納率向上対策事業など3事業に関わる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ785万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億は、8,256万1千円とするものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたします。ご審議の上議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」(補足説明)

それでは27ページの予算構成表でご説明申し上げます。はじめに収納率向

上対策事業でございます。補正額が321万5千円。内容につきましては保険税の収納、それから徴収体制強化などを目的に12月から3月分の臨時職員賃金の他、事務的経費が主なものでございます。財源内訳は北海道特別調整交付金320、320万7千円。それから一般財源8千円は繰越金を充当するものでございます。

次に医療費適正化対策事業でございます。補正額が420万7千円。内容につきましてはレセプト点検に係る事務的経費でございます。財源内訳は道調整交付金117万円と、一般財源303万7千円は繰越金を充当するものでございます。

次に平成24年度高額医療費共同事業負担金返還でございます。補正額43万3千円。内容につきましては概算負担金の確定に伴い、43万3千円の予算不足が生じた事による補正でございます。財源内訳は一般財源で、繰越金を充当するものでございます。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第3号 平成25年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9 議案第4号、平成25年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第4号、平成25年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては後期高齢者医療広域連合納付金に関わる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ28万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億587万2千円とするものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますので、審議の上議決方よろしくお願いを申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」(補足説明)

後期高齢者医療広域連合納付金でございます。39ページの予算構成表で説明いたします。後期高齢者納付金の確定に伴い、28万2千円の財源不足が、予算不足が生じた事による補正でございます。内訳につきましては議案の47ページもございしますが、広域連合事務費負担金が78万7千円の減額。それから保険基盤安定負担金が106万9千円の増額で、差引き28万円、28万2千円の増額でございます。財源につきましては一般会計からの繰入金を充当するものでございます。以上でございます。

(議長)

はい、以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第4号 平成25年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第10 議案第5号、平成25年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案味5号、平成25年度江差町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。今回の補正の内容につきましては、五厘沢浄水場落雷被害の復旧などに係る経費の補正をお願いするものでございまして、収益的支出の予定額に761万1千円。資本的支出の予定額に、8,419万7千円を追加するものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたします。ご審議の上議決よろしくお願い申し上げます。

（議長）

「建設水道課長」

「建設水道課長」（補足説明）

江差町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。資料につきましては10ページから12ページをご覧ください。今回の補正につきましては、本年8月9日及び16日に発生した落雷により水道施設の一部が被災したものでございまして、この復旧及び現場対応に要した費用について補正をお願いするものでございます。

8月9日の落雷では、五厘沢浄水場の設備及び上ノ国町北村にございまして、ダム導水管の緊急遮断弁の一部が被災したものでございまして、これらの復旧に要する費用が487万8千円となるところでございます。

同じく、16日の落雷では砂川浄水場の設備機器に被害を生じ、これは復旧に要する費用8,656万3千円。送電停止により24時間の連続監視業務及び自家用発電機の燃料に関する軽費が合わせまして36万7千円。合計8,692万9千円となるものであります。

2回の落雷により、合計9,180万8千円の被害となったところでございますが、一部の対応費を除いて、全国自治協会の保険対応となり、先般一次査定が終了したものでございます。修繕等に係る費用につきましては、取替期間が発生するものと修繕対応をするものに分けて予算計上を行っておりますので、あらかじめご了承願います。以上ご審議の上議決方よろしくお願い申し上げます。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第5号 平成25年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11 議案第6号、平成26年1月1日から同年1月31日までの間における、町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第6号、平成26年1月1日から同年1月31日までの間における、町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定についてでございます。行政報告で申しあげました職員の酒気帯び運転及び物損事故に際し、損害を受けられ

た方を始め町民の皆様に対し多大なるご迷惑と不安を与え、信頼を損ねた事につき町長としてその責任の重大さに鑑み、職員の事務を監督すべき立場にある副町長と共に給料1ヵ月を10分の1の減額する条例をご提案申し上げ、改めて町民の皆様並びに議会に対し深くお詫びを申し上げたいと思います。ご審議よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

何点かお聞きします。まず事故内容の点なのですけれども、もう少しどういう物損状況なのか。

それからここには酒気帯びと書いてあります。それで資料にも出して頂いたのですけれども、江差町の懲戒処分の指針、江差町職員懲戒処分の指針の中に括弧4のところに酒酔い運転の場合と酒気帯び運転、結果的には同じ、違うか。酒気帯びだったら、まあ減給なって、酒酔いの場合は少しまた違いますけれども。いずれにしてもこの区分、どういう判断なのか、でお聞きしたい。

それから併せて少し時系列的に確認したいのですが、11月16日の3時の後の事お聞きしたいのですけれども。どういう風に事故報告となったのか確認したいのです。警察への報告、町に報告、それから多分もしかしたら町も現場確認。そこら辺少し教えて下さい。

それで最後、賞罰委員会は1回で終わったかどうかわかりませんが、12月4日に決定する前の賞罰委員会の開催日を教えて下さい、以上です。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」

まず1つは事故の、物損関係です。物損は、2つ押さえてございます。

1つはですね、町の水道の表示ポールがあるのです。これが1つ破損したというのが1つです。

それでもう1つは、民家の資材置き場、これにぶつかっていったという事で、破損の程度は、少し具体的には確認はしていませんけれども。写真等で見ると限りにそこにはぶつかっていつているという、この2つがまずあります。

それから、酒気帯びという言葉で今回表してございますけれども。今の資料でも、指針のところにも飲酒運転というのがございます。飲酒運転は具体的に申しますと、これ今の江差警察署の方と少し確認をしながらやった訳ですけれども。酒酔い、飲酒運転は酒酔い運転と酒気帯び運転に分かれるという事になります。酒酔い運転になりましては、非常に朦朧としてもう具体的に言うところ、そういう状態だという事になります。それから酒気帯び運転というのは、ある一定の呼気の検査をして一定程度の数字があれば酒気帯びという事になります。

今回対象になる職員は、これ供述した部分とそれからか、我々町職員が、職員が確認した部分。これらを元に、酒気帯びという事にしました。もしかしたら、酒酔いというもっと上だったかもわかりませんが、これを確証するものはないのであります。従って、最大限いったとしても酒気帯びというかたちで、確認してございます。これは先ほど言いましたように江差警察署の、交通課長さんの方にも確認しながらやっています。ですから刑罰、いわゆる江差警察署での刑罰に関する部分での処罰はないのですけれども、行政としての処罰という風に押さえて頂きたいと思えます。

それから11月16日の未明3時という風に、3時頃という風に確か行政報告ではしたと思えますけれども。これは16日ですから土曜日の朝という風になります。実際にこれが明らかになったのは、月曜日の出勤時間なのです。対象者が担当の課長の方に来て、朝こういう事で事故を起こしたという事。それでそこから、供述あるいは関係が入って行って、何回か聞き取り。それから現場確認しながら少し時間かかりましたけれども、調書を取ってやったという事になります。

それから、賞罰委員会は、1回でございます。これは少し色々確認をしなければならぬという事もありましたので、日時は11月の27日でございます。以上でございます。

(議長)

はい、いいですね。

「小野寺議員」

答弁漏れがあります。つまり警察は結果的には報告なし。それから、町の現場確認、あるとかなかったとか併せて。

「総務財政課長」

あの現場確認はしています。

「小野寺議員」

いつですか。

「総務財政課長」

その日です。報告があった日でございます。

「小野寺議員」

警察には。

「総務財政課長」

警察は、こういう事なのです。警察に報告したのが、月曜日です。報告というのは警察に行ったのはですね。それでこれは少しまた具体的になりますけれども、警察に知らせたのはこの対象職員なのです。これが、土曜日の事故起こした時間帯が5時頃なのですけれども。知らせたのが、警察に行ったのが昼近くという風に押さえてございます。

「小野寺議員」

16日の昼近く。

「総務財政課長」

16日、そうです。

(議長)

いいですね、小野寺議員。

「小野寺議員」

いや、はいわかりました。

(議長)

はい「小野寺議員」

「小野寺議員」

それでももう少し確認したいのですが、物損と町の町有財産はともかく、民家の物損等も含めれば町職員、職務終わった後とはいえ、町職員ですので当然何らかのかたちでその物損の、民家の作業場の部分と一定のやり取りもあったかと思うのですがそこら辺はどんな風になっているのか。あくまでも職員とその

方なのか。町としての一定のあったのが1つ。

それから、結果的にはその警察の方では現場で呼気等をやっている訳ではありませんから、結果的にはどの程度のアルコールかというのは結果的にはわからない。本人の供述だという事でよろしいですね。それでそうしますと、本人の供述の部分で賞罰委員会の1回の賞罰委員会で今回の処分の決定を12月4日にまあ決めたという流れでよろしいですね。

それで残念ながら江差町の、江差町というか他のも調べたら必ずしも江差と違わない。江差と大体同じ様な感じの懲戒処分の指針。少し詳しいのはありますけれど、ですから大きく違わないので私も一概にこの処分のあり方が全然一般的に言われている公務員の処分の指針とは違うという事までは私は言うつもりはありません。そこまで私わかりませんので。

ただしもう1つお聞きしたいのは当該職員の前歴。交通事故に関する前歴があったのかという事を確認したいのと、この報告に関して言うと一般的には速やかに報告。ただしその規定はよその町ではあるところありますけれども、江差町には多分これに別なところにあるのでしょうか。速やかなこういう職員の交通事故だけじゃないでしようけれども、こういう場合速やかな報告という事が少し別にあったかどうかわかりませんが。あったとすればその部分も含めてなのですが。速やかな報告、土日が挟むといえ、速やかな報告という事ではないと思うのです私は。そういう事も含めた賞罰委員会の内容検討だったのかどうか、それもお聞きしたいと思います。

(議長)

はい「総務財政課長」

「総務財政課長」

はい。1つはあの分かる方からいきますので。前歴の事の話。当該職員については前歴がございます。酒気帯びが前歴であるという事申し上げます。それから。

「小野寺議員」

速やかな報告。

「総務財政課長」

速やかな報告という事はありますけれども、指針はあくまでも江差町で色々なところからほとんどが道の方の事やりながらという事はありますけれども。その中では漏れているところはありますが、今回、賞罰委員会の中でこの速や

かにとかというところも議論されております。それをもつての答申でございます。

民間というかぶつかったものの所有者との交渉というか。これは江差町の方では関与していません。本人同士という事になります。

「小野寺議員」

はい議長。

(議長)

「町長」

「町長」

はい。小野寺議員に指摘されるまでもないところであります。本当にこの職員、賞罰委員会の中でも縷々処罰の内容についても検討あったようでありますけれども、私から言わせると職員資質に欠如しているのです。言わざるを得ないと思っておりました。私も厳罰で対応したいと思っておりましたが、これは色々な事例があり、私共も厳罰出来る立場ではなかったという事も含めて、何とかご理解頂ければと思っております。

(議長)

はい。

「小野寺議員」

はい、わかりました。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

「大門議員」

はい、議長、1つだけ。

(議長)

はい「大門議員」

「大門議員」

1点だけ。こういう事は何かやはり職員にあると、町長、副町長、給与、報

酬減俸というこの皆さん方がやはりこう職員の庁舎の中で、何か起きたらトップがこれだけの責任を取るのだという事は皆さんやはり授受きちんと思う事。そしてそのやはり事あったらだからと言って事あったら即勇気を持って報告する事。誰の事であってもという事と。

それと本当に不祥事続きですが、ここ今12月です。師走という時を抱えて、商店街、飲食店は忘年会の時期です。それで、これがこの事でやはり町に町の職員の人方が外に出ていくという事は、すごい大きな事なのです。地域の経済活性については。ですからその辺の事も含めた中での少し町長からそういうような職員に何かしたのかどうかなどという事を、少し一言お聞かせ願えればと思います。

(議長)

「町長」

「町長」

大門議員の思いは本当によくわかる訳であります。私も職員には飲酒運転、酒気帯び運転は厳罰だという事は常々言ってきた訳であります。これまで死亡事故死0の日が長く続いているのも、やはり皆さんのご理解とご支援の賜物だという風に思っている状況下の中で、職員がそういう事起こすという事は、言語道断だと私は思っている訳です。それはそれとして、地域の経済活力の問題についても、これは節度ある対応をお願いするより致し方ないと思っております。私が一々メモをとっている訳にもいかないし、されとて、やはり外へ出るなという事も、やはり地域の活力の為には言及できない立場でもありますので。そういう立場では節度ある忘年会対応をお願いしたいと切に思っております。

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第6号 平成26年1月1日から同年1月31日までの間における、町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12 発議第1号、森林、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、議長を除く全員、議員全員による発議であります。従いまして、説明、質疑、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

発議第1号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第13 発議第2号、「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

おはかりいたします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって発議第2号については、否決されました。

(議長)

日程第14 発議第3号、利用者本意の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書についてを議題といたします。

(議長)

おはかりいたします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第3号については、原案のとおり可決いたしました。

(議長)

日程第15 発議第4号、2014年(度)地方財政の確立を求める意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

おはかりいたします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第4号については原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16 発議第5号、消費税の減、軽減税率制度の導入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略

し、ただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第5号については原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

はい。進行させていただきます。

(議長)

日程第17 発議第6号、過疎対策の積極的推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

おはかりいたします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第6号については原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18 発議第7号、介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書の提出を議題といたします。

(議長)

おはかりいたします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって発議第7号については、原案のとおり決定いたしました。

(議長)

日程第19 発議第8号、企業減税等から確実な賃金引き上げを求める意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

おはかりいたします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第8号については原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成25年第4回江差町定例会を閉会します。

ごくろうさまです。

閉 会 16 : 35